

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 購入件名 灯油 単価契約（1リットル当たり）
- (2) 購入概要 仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所 別表のとおり。

2 入札方法

- (1) 入札金額は、灯油6KL以上及び灯油6KL未満の区分ごとに1リットル当たりの単価で記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争加入者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (4) 入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、令和7年3月18日（火）午後5時必着で13の場所に提出すること。
- (5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。又、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しすることができない。
- (6) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の記名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。
- (3) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有している

が、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有しているものであること。

- (4) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

4 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者は、資格審査に必要な書類として、入札参加資格審査申請書（様式1）に次の関係書類を添付のうえ、令和7年3月12日（水）正午までに13の場所に提出しなければならない。

郵送による提出も認めるが期日必着とする。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、申請書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第1号」） 1部

イ 3(2)に係る「物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書」の写し。

ウ 3(6)に係る証明書類の写し

エ 納入する物品の試験成績表（代表性状）

- (2) 入札参加者は開札日までの間に契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札参加者は、調達内容を熟知の上、入札しなければならない。
この場合において、調達内容等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。なお、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることは出来ない。
- (4) 提出された書類は13の場所において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は、令和7年3月17日（月）までにFAXにより通知する。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和7年3月19日（水）午前11時30分

- (2) 場所

盛岡地区合同庁舎8階講堂C

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格を証明する書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札
- (4) 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札
- (5) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (6) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (7) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札参加者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (8) 入札金額の訂正をしたものでその訂正について押印していない入札
- (9) 押印すべき場所に押印していない入札
- (10) 公正な競争を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札
- (11) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行なった者の入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札参加者であって、医療局財務規程第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、契約担当者が指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

9 再入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいないときは、再入札に付することがある。
- (2) 最初の入札において無効の入札をした者は、再入札に参加することが出来ない。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行なうものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行なうものとする。

11 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
なお、契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、岩手県に帰属する。
- (3) 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結したときは、契約保証金は免除する。

12 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

岩手県医療局業務支援課業務担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1 電話番号 019-629-6330

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和7年度岩手県立病院等事業会計予算が成立しない場合、契約手続の中断、停止等を行なうことがある。
- (3) 契約担当者が必要と認めたときは、契約の内容を変更し、又は中止し、若しくは解除することができるものであること。